資料2

北海道内のNPO法人
に対する寄附金控除の仕組み

		設立後5年未満の法人 ※H27.3 までは 5 年以上も可	すべての認定基準に 該当する法人	PST要件のうち、 「相対値基準」「絶対値基準」に該当しないが、 北海道が定める条例個別指定の基準に該当する法人
認定基準	(1) PST 要件	— （免除）	○	×
	(2)～(9) 運営要件	○	○ ※(9)を除く	
条例指定				北海道が定める基準に該当

仮認定NPO法人

（有効期間３年間、申請は１回限り）

【税制上の優遇措置】

①個人が寄附した場合の寄附金控除　所得税(40%)＋道民税控除（４％）＋市町村が税条例で包括指定した場合 市町村民税（６％）

②法人が寄附した場合の損金算入限度額の拡大

PST基準に該当せず3年を経過

条例個別指定法人に申請が可能

PST基準該当

認定NPO法人の認定申請

認定NPO法人

（有効期間５年間、更新可）

【税制上の優遇措置】

①個人が寄附した場合の寄附金控除　所得税(40%)＋道民税控除（４％）＋市町村が税条例で包括指定した場合 市町村民税（６％）

②法人が寄附した場合の損金算入限度額の拡大

③相続人が寄附した金額を相続税の算定基準から除外

④「みなし寄附金制度」の適用

条例個別指定NPO法人

（有効期間５年間、更新可（案））

【税制上の優遇措置】

※北海道が指定した場合＝個人が寄附した場合の寄附金に係る道民税控除（４％）

※市町村が指定した場合＝個人が寄附した場合の寄附金に係る市町村税控除（６％）

認定NPO法人の認定申請

条例個別指定NPO法人に定められることにより、認定NPO法人の認定基準を満たすことになり認定NPO法人に進むことが可能

指定法人の更新の申請が可能（１回限り）